

(別紙1)

国補東部公園スポレクゾーンサッカー場人工芝設置工事に関する要求水準書

1. 要求水準書の意義

本要求水準書は、国補東部公園スポレクゾーンサッカー場人工芝設置工事（以下、「本工事」という。）に係る公募型プロポーザルの参加事業者を求める提案の前提条件とする要求水準を示すものである。

公募型プロポーザル参加事業者は、本要求水準書に明記されている事項を満たした上で、自由な技術提案を行うことができるものとし、参加事業者の創意工夫に期待する。また、本工事の受注者は、本工事期間にわたり本要求水準書を遵守しなければならない。

2. 適用範囲

(1) 本要求水準書は、本工事に適用する。

(2) 実施要領、要求水準書等の記載内容に相違がある場合の優先順位は、下記の順位とする。

ア 質疑回答書等

イ 本要求水準書

ウ 公募型プロポーザル実施要領

エ 関連資料等

(3) 受注者は、本要求水準書、別紙2「条件明示事項」及び別紙3「特記仕様書」に定めのないものに対して、本工事の遂行上必要と認められるものについては発注者と協議の上、受注者の責務においてこれを行うものとする。

3. 工事場所及び工事名

水戸市 渋井町、浜田町 地内

国補東部公園スポレクゾーンサッカー場人工芝設置工事

4. 工事期間等

(1) 工期は、契約日の翌日から220日間とするが、原則令和9年3月15日を超えない期間とする。

(2) 受注者は、施工に係る主任技術者等の氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。主任技術者等は参加表明書提出時の予定主任技術者を原則とする。

5. 工事内容等

(1) 人工芝等の実施設計（詳細図面、数量計算書等の資料作成を含む。）

(2) 人工芝等の製作（調達を含む。）

(3) 人工芝等設置工事

(4) 資材搬入等に伴う搬入路整備（敷き鉄板等の仮設材の設置を含む。）

※提案上限額を超えない範囲内で実施可能な提案があれば積極的な追加提案を求める。

(別紙1)

6. 要求要件

(1) 提案上限額

110,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

(2) 人工芝設置等に関する事項

ア サッカーコートは、成人用(105m×68m)を1面、少年用(50m×68m)を2面確保する。

イ ラインは、別紙図面のとおりとし、幅は12cmとする。配色は、成人用が白、少年用が青とする。

ウ 人工芝は、公益財団法人日本サッカー協会施設委員会 ロングパイル人工芝ピッチ公認制度ガイドライン(第8版)2022年6月23日に準拠すること。

エ 人工芝は、JFA ロングパイル人工芝の製品検査(ラボテスト)完了製品とすること。また、下記表の同等品以上であること。

項	目	仕	様
人工芝	パイル材質	ポリエチレン	
	パイル製法	モノフィラメントヤーン(芯入り形状不可)	
	パイル長さ	50mm以上	
	パイル厚み	330 μ 以上	
	パイル織度	12,000dtex以上	
充填材	厚み	総厚30mm程度	
	砂	特殊調整珪砂	
	弾性材	100%天然由来 ※樹脂系、ゴムチップ混合不可	
ショックパッド	厚み	10mm以上	
保証期間		5年以上	

※保証とは、人工芝を通常の用途・使用方法で使用したにもかかわらず、人工芝の一部又は全部が劣化・破損した場合におけるものとする。

オ 人工芝は、パイル、基布、充填材(特殊調整珪砂、特殊チップ)、ショックパッドの部材によって構成される。

カ 人工芝は、透水性とする。

キ 特殊チップは、環境に配慮し100%天然由来とする。また、国内実績のあるチップとし、JFA ロングパイル人工芝ラボテスト合格品一覧の中に仕様が含まれているものとする。

ク ショックパッドはJFA ロングパイル人工芝ラボテスト合格品一覧の中に仕様が含まれているものとする。

ケ 下地は凹凸や欠陥部分があれば、これを修正して平滑性を向上させ、表面に土砂やゴミがあれば、これを除去して清掃するものとする。

コ 本工事は、公益財団法人日本スポーツ施設協会屋外施設部会 屋外スポーツ施設の建設指針(各種スポーツ施設的设计・施工)令和5年度改訂版に準拠すること。

(3) 人工芝の維持管理に関する事項

ア 人工芝の保証期間を明示すること。

(別紙1)

- イ 人工芝の維持管理について、管理方法、維持・補修費用等を明示すること。
- ウ 既に完成・供用開始している1面目人工芝の管理方法、維持・補修費用等を明示すること。1面目人工芝は、上記表の通りである。この項目は、参考資料とし、評価項目に該当しない。

(4) 施工に関する事項

- ア 東部公園は、既に一般開放しているため、本工事履行に際し、公園やサッカー場利用者の安全が確保できるよう、安全管理を徹底すること。
- イ 公園利用者や一般車両との安全確保のため、資材納入時など大型車両が園路を通行する際は、交通誘導警備員を1名以上配置すること。配置場所等については、現場状況を勘案の上で適正に配置すること。
上記以外に、交通誘導警備員を配置する場合は、技術提案書及び提案価格内訳書にその内容を記載すること。
- ウ 公園内の既存施設(園路含む)が本工事によって損傷しないよう、対策を講じること。
特に、大型車両によって園路が損傷しないよう、要所に鉄板を敷設し、養生すること。
- エ 別紙2「条件明示事項」及び別紙3「特記仕様書」を参照すること。
- オ その他疑義が生じた場合は、監督員と協議し決定するものとする。